

低公害車普及促進補助制度の拡充について

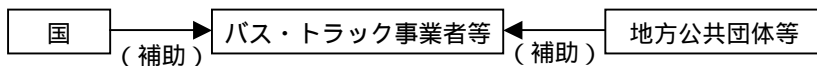
15年度概算決定額：6,507百万円（道路特定財源の一部を活用した、DPF・酸化触媒装着に対する補助4,000百万円を含む。）

大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題は依然として厳しい状況にあることから、バス・トラック事業者を中心に、低公害バス・トラック、ディーゼル微粒子除去装置（DPF等）の導入に対する補助を行うことにより、低公害車の普及を促進し、大気環境の改善を図る。

（平成15年度の制度改正のポイント）

1. 都市部への流入車対策や国立公園等の観光地における環境保全の観点から、低公害車両について、補助対象地域を自動車NOx・PM法による規制対象地域（三大都市圏）の外にも拡大
2. 環境性能の優れた低PM認定車についても補助対象車両に追加
3. 道路特定財源を活用し、DPF及び酸化触媒について、補助対象を大型ディーゼル車を保有する者に拡充

バス・トラックをターゲットにしたCNG自動車等の短期集中的な導入及びDPF等の装着



（注）補助率

車両：通常車体価格との差額の1/2（ただし、低PM認定車は1/4）

DPF等：購入費用の1/4

直接効果

NOx・PMの低減による大気環境の改善

離陸効果

低公害車の価格低減による一層の普及拡大

